

大規模災害に被災された皆さまへ

(東日本大震災又は2015年9月2日以降に災害救助法が適用された自然災害に限られます)

# 自然災害の影響で、 住宅ローンなどの返済に お困りではありませんか？



「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」  
により

住宅ローンなどの  
免除・減額を  
申し出ることができます。



## メリット1

手続支援を  
無料で

弁護士等の「登録支援専門家」による  
手続支援を無料で受けられます。

弁護士のほか、公認会計士、税理士、不動産鑑定士。  
なお、特定調停手続の利用に関する費用は、債務者ご自身  
に負担していただくことになります。

## メリット2

財産の一部を  
手元に残せる

具体的には、債務者の被災状況や生活  
状況などの個別事情により異なります。

## メリット3

個人信用情報として  
登録されない

債務整理をしたことが個人信用情報と  
して登録されないため、新たな借入れ  
に影響が及びません。

詳しくは、ローン借入先の金融機関等にお問い合わせください

(注) 債務の免除等には、**一定の要件**（債務者の財産や収入、信用、債務総額、返済期間、利率といった支払条件、家計の状況等を総合的に考慮して判断）を満たすことやローンの**借入先の同意**が必要となります。また、簡易裁判所の特定調停手続を利用することが必要となります。 ★特定調停手続の利用を含む手続の流れは裏面をご参照ください

